

みどり通信

第181号 2010. 10. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● F X 2 活用事例	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P8		



9月15日 インターネット活用セミナー開催

久しぶりの開催で、大変盛り上がりしました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、10月5日のホームページ掲載のものからです。

『職人心得28箇条・・・』

先月、講演会に参加して感動したと、このコーナーで紹介させていただいた、家具職人秋山木工の秋山利輝代表。

本日来所いただいたお客様との会話の中で、この話題となりましたのでその一部紹介いたします。

秋山木工では、毎朝マラソン、朝食、掃除が終わると朝7時過ぎ。ここから仕事が始まるとのこと。

「おはようございます」

「ありがとうございます」

大きな声で基本の挨拶をする練習から始まり、1日のスケジュールの確認。

その後、全員で「職人心得28箇条」を唱和。「職人心得」とは、職人として、現場にたつときの心構えを説いたもので、全部で28項目。いわば秋山木工の「社訓」だとのことです。

この28箇条を入社すると一字一句間違えずにいえるように暗記させられるのだと
か。

その28箇条は次の通り。

1. 挨拶のできた人から現場に行かせてもらいます。
2. 連絡・相談・報告のできる人から現場に行かせてもらいます。
3. 明るい人から現場に行かせてもらいます。
4. まわりをイライラさせない人から現場に行かせてもらいます。
5. 人の言うことを正確に聞ける人から現場に行かせてもらいます。
6. 愛想よくできる人から現場に行かせてもらいます。

7. 責任を持てる人から現場に行かせてもらいます。
8. 返事をきっちりできる人から現場に行かせてもらいます。
9. 思いやりがある人から現場に行かせてもらいます。
10. 時間を気にできる人から現場に行かせてもらいます。
11. 道具の整備がいつもされている人から現場にいかせてもらいます。
12. お掃除、片付けの上手な人から現場に行かせてもらいます。
13. 今の自分の立場が明確な人から現場に行かせてもらいます。
14. 前向きに事を考えられる人から現場に行かせてもらいます。
15. 感謝のできる人から現場に行かせてもらいます。
16. 身だしなみのできている人から現場に行かせてもらいます。
17. お手伝いのできる人から現場に行かせてもらいます。
18. 自己紹介のできる人から現場に行かせてもらいます。
19. 自慢のできる人から現場に行かせてもらいます。
20. 意見が言える人から現場に行かせてもらいます。
21. お手紙をこまめに出せる人から現場に行かせてもらいます。
22. トイレ掃除ができる人から現場に行かせてもらいます。
23. 道具を上手に使える人から現場に行かせてもらいます。
24. 電話を上手に使える人から現場に行かせてもらいます。
25. 食べるのが早い人から現場に行かせてもらいます。
26. お金を大事にする人から現場に行かせてもらいます。
27. そろばんのできる人から現場に行かせてもらいます。
28. レポートがわかりやすい人から現場に行かせてもらいます。



これを全員で唱和し、気を引き締めること。

そして、7時30分。朝礼を終えた丁稚たちは現場へ向かってく。

「今日もお客様にほめていただけるように」、秋山代表は社員を送り出す・・・。

まさに、日本人としての生き方を学んだ次第。

税理士 山口 昇

たばこ税等の増税と禁煙治療の医療費控除について

◇たばこ税等の税率について◇

平成22年度税制改正により、今月1日から、たばこ税等の税率が増税となりました。

この「たばこ税等」ですが、国税である「たばこ税」「たばこ特別税」と、地方税である「道府県たばこ税」「市町村たばこ税」により構成されており、国税部分は、たばこの製造場から製造たばこが出荷された時に、また、地方税部分は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課されています。

たばこの種類により「紙巻きたばこ」「パイプたばこ」「葉巻たばこ」「刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ」「旧3級品の紙巻きたばこ（エコー、わかば、ゴールデンバット等）」に分類されていますが、紙巻きたばこ以外のものはそれぞれのグラム数により、紙巻きたばこ何本分に相当するか換算して判断されます。税率は、紙巻きたばこを例にとると次のようになっています。

- | | | |
|-----------|---------------|--------------|
| ・たばこ税 | 5,302円／千本あたり | (改正前 3,552円) |
| ・たばこ特別税 | 820円／千本あたり | (〃 820円) |
| 国税 小計 | 6,122円／千本あたり | |
| ・道府県たばこ税 | 1,504円／千本あたり | (〃 1,074円) |
| ・市町村たばこ税 | 4,618円／千本あたり | (〃 3,298円) |
| 地方税 小計 | 6,122円／千本あたり | |
| たばこ税等 合計で | 12,244円／千本あたり | (改正前 8,744円) |

※ 旧3級品の紙巻きたばこは、紙巻きたばこの約47.5%の税率です。

なお、国のたばこ税収のうち、25%については地方交付税として地方に配分されています。

また、今回の税率改正に伴い、既に製造場から出荷又は売り渡しがされ流通段階にある製造たばこに対しては、そのままでは旧税率での取引となってしまいますので、同一の税負担とするために、10月1日午前零時現在における在庫に対して手持品課税がおこなわれます。2万本以上の製造たばこを販売のために所持していた場合には、11月1日までに申告書の提出が必要となっておりますので、該当する販売店等の皆様は、既に手引き書等でご存じのことと思いますが、くれぐれも申告漏れ等のないようにお願い致します。

◇禁煙治療と医療費控除について◇

この度の、たばこ税等の引き上げや、昨今の受動喫煙による非喫煙者の肺ガン発生率の増加、喫煙スペースの縮小等により喫煙環境が厳しくなってきている現状により、愛煙家の皆様の中では禁煙を決断される方もいらっしゃると思います。テレビ CMにおいてもよく目にするようになりましたが「禁煙治療」への関心は年々高まっているようです。

禁煙治療とは、医師の指導のもとでニコチン依存症を改善し、禁煙を実行していくものをいいます。以前は保険の対象外でしたが、2006年4月から医療診療報酬の改定により、所定の要件を満たしていれば禁煙治療についても医療保険が適用されることとなりました。

さらに、禁煙治療にかかった費用のうち、医療費として認められるものについては医療費控除の対象になります。

所得税法および所得税法施行令では、医療費控除の対象となるものは

- 1 医師又は歯科医師による診療又は治療であること。
- 2 治療又は療養に必要な医薬品の購入であること。

と規定されています。ただし、疾病の予防や健康増進のための医薬品の購入については医療費に該当しないこととして取り扱われています。

これを禁煙治療にあてはめて解釈すると以下のようになります。

- ・既に病気になっており、その治療の一環として禁煙治療を受ける人はもちろん、病気でなくても、医師の指導により禁煙治療を受けたのであればその禁煙治療費は医療費控除の対象になります。
- ・医者から処方箋をもらって購入する、ニコチンパッチ（ニコチンを肌から吸収して禁断症状を緩和させる医薬品。公的医療保険の適用対象となっています。）ニコチンガムなどの禁煙補助薬を購入した場合は、医療費控除を受けることができます。ただし、処方箋なしで、ドラッグストアなどで自分の意思で購入した場合は、たとえ医薬品であっても「疾病の予防や健康増進のための医薬品」とみなされ、医療費控除の対象とすることはできません。

今年も残すところあと3ヶ月を切ってしまいました。今回の禁煙治療だけでなく、医療費控除の適用を受けるためには、所定の要件を満たして確定申告をする必要があります。年が明け、申告の際にあわてて準備して漏れがあるケースも毎年見受けられます。領収書の整理・保管等、今のうちにやるべきものについては早めの対処をお願いいたします。

ご不明な点は、各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

退職後継続雇用された方の標準報酬月額の決定が変わりました

60歳から64歳までの年金を受給できる人が退職後、同じ会社に引き続き再雇用された場合に、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額(保険料)に決定できることになりました。これまでには、定年退職の場合に限られていきましたが、9月1日より、定年退職時だけでなく、定年に達する前に退職して継続再雇用される場合にも適用されることになりました。

- 「再雇用された月から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額(保険料)改定を行う」

これまでには、退職後継続雇用され、給与が著しくダウンした場合でも、4ヶ月目に標準報酬月額(保険料)の改定を行っていました。例外として、定年退職に伴う継続再雇用の場合に限って、再雇用された月から改定が認められていたものです。

今回の改正で新たに対象となる人は、下記のとおりです

- ① 定年制のある会社

60歳～64歳までの人で年金を受給できる人が、定年前に退職して継続再雇用(注)される場合

- ② 定年制のない会社

60歳～64歳までの人で年金を受給できる人が、退職後、継続再雇用される場合

(注) 1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

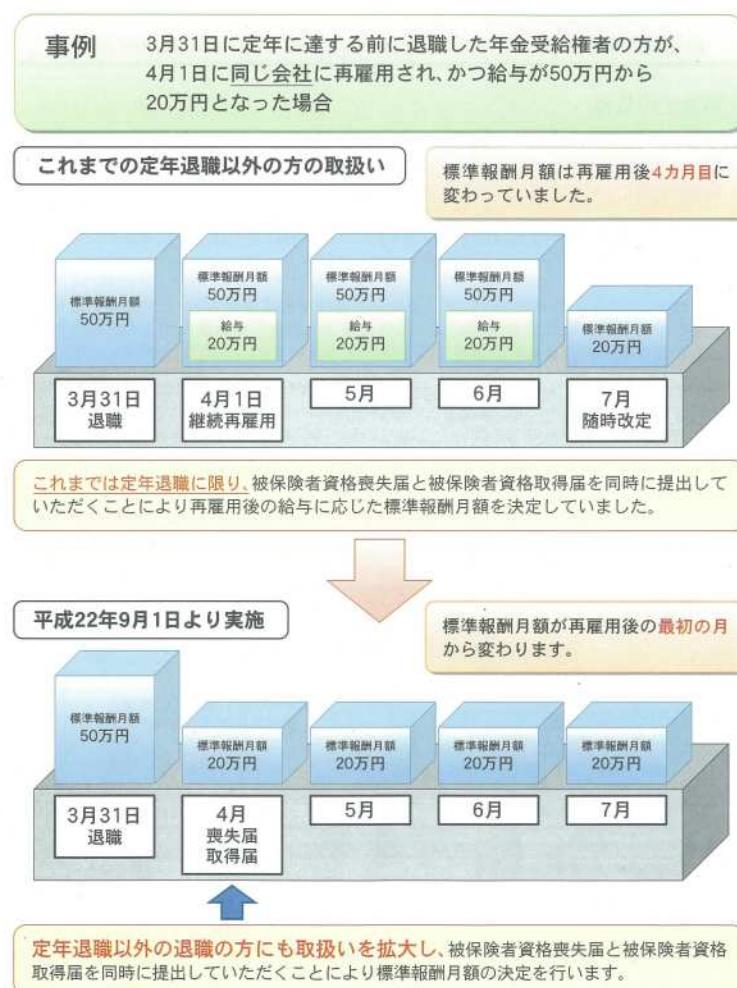
退職事由も問いません。

● 「ポイント」

60歳～64歳の人は、60歳到達時の賃金と比較して一定の賃金額の引き下げをした場合に高年齢雇用継続給付を受給でき、また、賃金に応じて年金額が減額されるという在職老齢年金の制度があります。そのため、この年齢で賃金を大幅に減額することがよくあります。

これまででは、定年退職後再雇用された場合に限り、すぐ社会保険料が下がり、あわせて受取年金も増額されました。

今回の改正で、例えば、定年年齢65歳の会社でも、この特例を受けることができるようになりました。定年の引き上げ、継続雇用制度の導入が義務付けられている中で、高齢者の継続雇用を促進する制度として活用ていきたいものです。



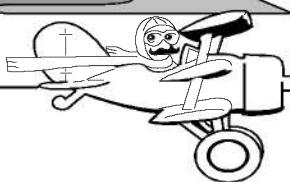
詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。



経営者のための生命保険講座 第14回

今回のテーマ

個人事業主の必要な保障



一口に個人事業主向けの保険といつても色々な事業・規模があり、ニーズもさまざまです。そのため、それぞれのニーズ（問題点）を解決するためのプランニングが必要となります。保険加入に際しては、事前に下記の点をしっかりと確認しましょう。

保険加入の前に
「3つの確認」

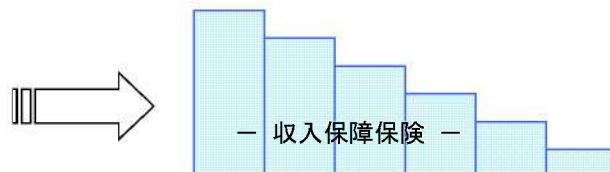
- ①何のために入るのか？（目的）
- ②いつまで、いくら必要か？（保険期間、保険金額）
- ③いつまで、いくら払うのか？（払込期間、保険料）

個人事業主本人 円滑な事業承継と遺族生活資金の確保！（→個人契約）

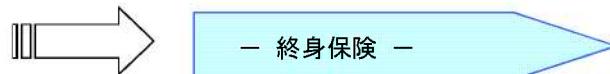
■ 目的

〔万一の事があった場合〕

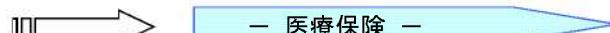
- 当面の事業資金確保 または事業清算資金
- 負債の返済資金
- 遺族生活準備資金



- 遺族生活資金の一部、整理資金
- 引退後の生活資金（解約返戻金活用）



- 入院保障



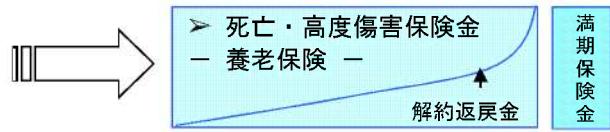
※ 経理処理（支払保険料は必要経費不算入・生命保険控除対象）

従業員

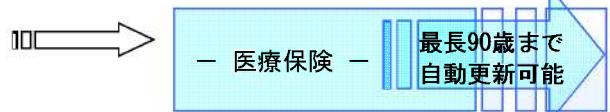
福利厚生制度の充実で、優秀な人材確保！！（→事業主契約）

■ 目的

- 死亡退職金・弔慰金準備資金・
生存退職準備資金
受取人：満期（事業主）、死亡（従業員の遺族）



- 傷病見舞金準備資金



（退職時に名義変更することも可能 * 別途経理処理が

今回は、個人事業主の方のための保険について紹介いたしました。
個人事業主については、事業および従業員のための保障とご自身を含めた家族のための
保障が必要になります。しかし、その反面、社会保険ではあまり保障されていないので、ご
自身で万が一のリスクにしっかりと備えましょう！
具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保之>

損害保険

請負業者賠償責任保険

他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払いする具体例

- 建設現場でクレーンから資材が落ちて、通行人や自動車に損害を与えてしました。
- ビルの外壁を清掃中、道具を落としたために通行人にケガをさせてしまった。
- ビル建築のため、構築した足場が崩れて通行人にケガをさせてしまった。
- 資材置き場の資材が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。
- 工場現場で使用していたユンボで誤って隣家の壁を破壊してしまった。
- 店舗の外装工事中に誤って電源を切断、店舗建物その他設備には損傷はなかったが、店舗が休業を余儀なくされ、経済的損失を被った。

お支払いする保険金

●損害賠償金

対人事故の場合

治療費・慰謝料・被害者の方の逸失利益 等

対物事故の場合

修理代 等

●争訟費用・示談交渉費用

- ・法律上の損害賠償責任の解決のための訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用

●緊急措置費用

- ・事故発生時に要した以下の費用
- ・応急手当費用・護送費用・その他緊急措置に要した費用

●示談協力費用

保険金をお支払いできない主な場合

- ・契約者または被保険者の故意
- ・戦争、外国の武装行為等これらに類似する事変、暴動、労働争議
- ・地震、噴火、洪水または地震または噴火による津波
- ・被保険者が所有、または使用もしくは管理する財物に起因する損害賠償
- ・業務中使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償
- ・排水または排気（煙を含む）に起因する損害賠償
- ・その他

※ 詳細につきましては当事務所担当までお問い合わせ下さい。

レベルアップしたFX2で資金管理を始めませんか？

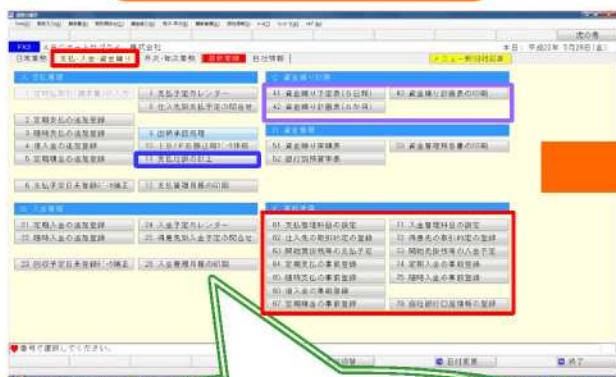
A社(製造業)の場合

社内ではピア・ツー・ピアを利用し定期的に社長ボタンで業績確認を行っていました。今まで資金繰り計画表は作成しておらず、毎月経理担当者が支払予定表をエクセルで作成し社長が確認していました。また以前から社長は資金がショートしないか不安を感じていましたが、その為の管理を行っていませんでした。社長は今回FX2.NET版への移行を機にFX2で資金管理を行うことを決め、経理担当者がFX2で事前登録を行いました。

その結果、社長は資金繰り計画表を画面で確認できるようになり、経理担当者は支払予定表を作成する手間が省けるようになりました。その上、社長が出納承認を行うことで約定日に基づき支払仕訳が自動計上されるため入力ミスや入力する手間が省けるようになりました。

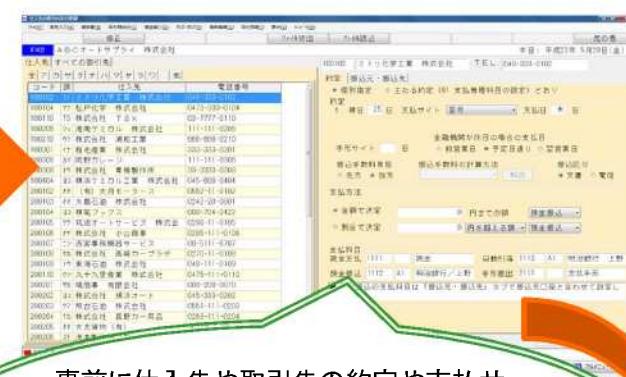
また、条件を満たしていればピア・ツー・ピアで利用しなくても社長ボタンを活用出来るため大変喜ばれています。

フルメニュー



新しくなったFX2ではフルメニューが行う処理によってタブ毎に分かれています。メニューが探しやすくなっています。

事前準備



事前に仕入先や取引先の約定や支払サイト、入金サイト、借入金、定期的取引を登録することで、支払予定期間登録、入金予定期間登録が自動作成されます。

支払仕訳の自動計上

FX2 A社のオートサプライヤー株式会社							
平成22年1月1日～平成22年5月31日							
出納承認履歴	月別	摘要	相手	期初	期末	支払額	期初
○付 1.22	支払	8328 内需販売	内需販売	111,644	111,644	111,644	111,644
○付 1.23	支払	8329 内需販売	内需販売	144,000	144,000	144,000	144,000
○付 1.25	支払	8324 質屋借入	質屋借入	125,000	125,000	125,000	125,000
○付 1.26	支払	8325 賃貸借入	賃貸借入	60,000	60,000	60,000	60,000
○付 1.27	支払	8326 賃貸借入	賃貸借入	100,000	100,000	100,000	100,000
○付 1.28	支払	8327 賃貸借入	賃貸借入	100,000	100,000	100,000	100,000
○付 1.29	支払	8328 賃貸借入	賃貸借入	21,800	21,800	21,800	21,800

出納承認処理を終えた後、約定日に基づき自動的に支払仕訳がFX2に計上されます。

資金繰り計画表

FX2 A社のオートサプライヤー株式会社											
平成22年1月1日～平成22年5月31日(金)											
月別	預り	収益	貯蓄	支払	借入	返済	支払	借入	返済	支払	借入
1月	100,000	22,342	54,000	14,862	1,901	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
2月	100,000	10,682	10,682	10,680	-	-	10,680	10,680	10,680	10,680	1,288
3月	100,000	10,682	10,682	10,680	-	-	10,680	10,680	10,680	10,680	1,288
4月	100,000	10,682	10,682	10,680	-	-	10,680	10,680	10,680	10,680	1,288
5月	100,000	10,682	10,682	10,680	-	-	10,680	10,680	10,680	10,680	1,288
(合計)	300,000	61,606	61,606	44,282	-	-	44,282	44,282	44,282	44,282	6,464
(平均)	100,000	20,535	20,535	14,761	-	-	14,761	14,761	14,761	14,761	2,154
(最高)	100,000	22,342	22,342	14,862	-	-	14,862	14,862	14,862	14,862	3,288
(最低)	100,000	10,682	10,682	10,680	-	-	10,680	10,680	10,680	10,680	1,288

入金、支払管理を行うことで資金繰り計画表が作成されます。

最新情報

10月版にて請求書を見ながら取引登録を行えるようになりました！これにより買掛金・未払金の発生仕訳が自動計上され、更なる経理業務の合理化を図れます。また10月版からFX2.NET版でピア・ツー・ピアに対応します。ピア・ツー・ピア利用のお客様につきましてもFX2.NET版をぜひご利用下さい。

これからの研修

TKC生涯研修 公開講座	講師：柏野克己氏 ANAクラウンズ ホテル新潟	「小さな会社★儲けのルール」 10月26日（火） 13:30～16:30
原点の会	三条商工会議所	11月2日（火） 9:00～11:30
TKC生涯研修 公開講座	講師：福島正伸氏 燕三条ワシントンホテル	「今求められているのは 人をやる気にさせるリーダー」 11月9日（火） 13:00～17:00
TKC経営革新セミナー	加茂産業センター	11月17日（水） 13:30～16:30



あとがき

連日の快晴！猛暑！がウソのように、雨が続いたり気温も急に肌寒く感じられるほどになりましたね。

お客様のところに訪問させていただくと、風邪をひかれたり、夏の疲れか体調を崩されたなどのお話をうかがいます。私は秋の花粉症が若干発症しましたが今のところ元氣です。

すっかり秋めいた感がありますが、食欲の秋!?スポーツの秋!?読書の秋!?皆さんの「○○の秋」はなんですか？

私は顔に似合わず（汗）ご縁をいただいたセミナーで、勉強!?の秋にしようと思っています。

宮本 隆夫

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp